

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

5.1 配慮書に対する経済産業大臣の意見

環境影響評価法第3条の6の規定に基づく経済産業大臣の意見（令和2年8月5日）は、次のとおりである。

経済産業省

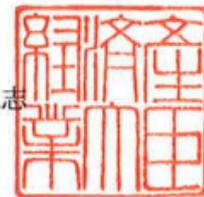
20200512保第9号

令和2年8月5日

株式会社ブルーキャピタルマネジメント

代表取締役 原田 秀雄 殿

経済産業大臣 梶山 弘志



株式会社ブルーキャピタルマネジメント「(仮称) 太白CC太陽光発電事業 計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和2年5月12日付けをもって送付のあった、(仮称) 太白CC太陽光発電事業 計画段階環境配慮書について、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第3条の6の規定に基づき、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べる。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに太陽電池発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「太陽電池発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の程度を整理し、反映させること。

(2) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 土地の安定性に対する影響

本事業の工事計画において、一部の土地の改変が予定されていることから、地盤の性状や工法によっては土地の安定性に対する影響が懸念される。このため、本事業の工事計画の検討に当たっては、土地の安定性が確保される勾配の決定や工法の選択、排水溝や地下排水施設の設置等の適切な環境保全措置を講ずることにより、土地の安定性に対する影響を回避又は極力低減すること。

(2) 廃棄物等について

本事業は、大規模な太陽電池発電設備等の設置が計画されている。このため、太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令や「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）（平成30年 環境省）」等を確認し、太陽電池発電設備中の有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理や可能な限りリユースを行うことにより廃棄物の発生抑制に努めるとともに、やむを得ず、廃棄物となるものについては可能な限りリサイクルするなど、適正な処理を行う計画とすること。

以上の検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。

5.2 経済産業大臣の意見に対する事業者の見解

配慮書に対する経済産業大臣の意見及びそれに対する事業者の見解は表 5.2-1 のとおりである。

表 5.2-1 配慮書に対する経済産業大臣の意見と事業者の見解

経済産業大臣の意見	事業者の見解
<p>1. 総論</p> <p>(1) 対象事業実施区域の設定 対象事業実施区域の設定並びに太陽電池発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「太陽電池発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の程度を整理し、反映させること。</p>	<p>対象事業実施区域並びに太陽電池発電設備等の配置等の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の程度を整理し、反映いたします。</p>
<p>(2) 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。</p>	<p>環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにいたします。</p>
<p>2. 各論</p> <p>(1) 土地の安定性に対する影響 本事業の工事計画において、一部の土地の改変が予定されていることから、地盤の性状や工法によっては土地の安定性への影響が懸念される。このため、本事業の工事計画の検討に当たっては、土地の安定性が確保される勾配の決定や工法の選択、排水溝や地下排水施設の設置等の適切な環境保全措置を講ずることにより、土地の安定性に対する影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>本事業の工事計画の検討に当たっては、土地の安定性が確保される勾配の決定や工法の選択、排水溝や地下排水施設の設置等の適切な環境保全措置を講ずることにより、土地の安定性に対する影響を回避又は極力低減するよう努めます。</p>
<p>(2) 廃棄物等について 本事業は、大規模な太陽電池発電設備等の設置が計画されている。このため、太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の関係法令や「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）（平成 30 年 環境省）」等を確認し、太陽電池発電設備中の有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理や可能な限りリユースを行うことにより廃棄物の発生抑制に努めるとともに、やむを得ず、廃棄物となるものについては可能な限りリサイクルするなど、適正な処理を行う計画とすること。</p>	<p>太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の関係法令や「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）（平成 30 年 環境省）」等を確認し、太陽電池発電設備中の有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理や可能な限りリユースを行うことにより廃棄物の発生抑制に努めるとともに、やむを得ず、廃棄物となるものについては可能な限りリサイクルするなど、適正な処理を行う計画とするよう努めます。</p>

第 6 章

第6章 配慮書についての関係地方公共団体の長の意見及び一般の意見の概要並びに事業者の見解

6.1 配慮書についての仙台市長の意見及び事業者の見解

「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)第3条の7第1項の規定に基づき、仙台市長に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を求めた。それに対する仙台市長の意見(令和2年7月3日)に対する事業者の見解は、表6.1-1のとおりである。

株式会社ブルーキャピタルマネジメント
代表取締役 原田 秀雄 様

仙台市長 郡 和子



(仮称) 太白 C C 太陽光発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見について

発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成 9 年法律第 81 号）第 14 条第 1 項の規定により、令和 2 年 5 月 12 日付で送付のありました標記について、同省令第 14 条第 6 項に基づく環境の保全の見地からの意見は下記のとおりです。

記

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 株式会社ブルーキャピタルマネジメント
代 表 者 の 氏 名 代表取締役 原田 秀雄
主たる事務所の所在地 東京都港区赤坂二丁目 16 番 8 号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
名称 (仮称) 太白 C C 太陽光発電事業
種類 太陽電池発電所の設置の事業
規模 出力 48,000kW
- 3 対象事業実施区域
仙台市太白区秋保町湯元字太夫
- 4 環境の保全の見地からの意見
別紙のとおり

【担当】仙台市環境局環境部環境共生課環境調整係
〒980-8671 仙台市青葉区二日町 6-12
MSビル二日町 5 階
電話：022-214-0013、FAX：022-214-0580

1 全体事項

- (1) 計画地は、ゴルフ場用地であるとはいえ、動植物の重要な生息・生育地域であり、その周辺には、良好な里地里山の自然環境が広がり、また、本市有数の観光地である秋保温泉があることから、環境影響評価の実施にあたっては、周辺環境への影響が小さいという予見をもたず、十分に調査・予測・評価すること。
- (2) 計画段階配慮書手続きにおいては、事業の位置、施設配置等について複数案を検討し、可能な限り環境への影響を回避・低減することが重要であるものの、複数案の検討がされておらず、その理由も十分に説明されていない。
このことを踏まえ、計画地を選定した経緯や根拠を詳細に説明するとともに、施設配置等について複数案を検討の上、森林の伐採を極力抑え、可能な限り土地の改変を回避するなど、自然環境や景観等に最大限に配慮した事業計画を検討すること。
- (3) 近年、台風や豪雨等による太陽光発電施設の設置に伴う被害が増加していることから、気候変動の将来予測も踏まえながら、土砂災害や水害のほか、強風によるパネルの飛散被害等が発生しないような造成計画及び発電施設、防災調整池、排水施設等を計画すること。
- (4) 事業計画の検討にあたっては、地域住民等に対し丁寧に説明を行うとともに、住民等からの意見に十分配慮すること。

2 個別事項

(大気環境)

- (1) 計画地の周辺には住宅等が存在することから、太陽光発電施設からの騒音や低周波音の影響について、適切に環境影響評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、必要な環境保全対策を検討すること。
- (2) 工事中における機材等の輸送ルート沿道には学校や病院等が存在するとともに、観光シーズンには渋滞が発生することから、周辺の環境に影響を及ぼさないよう適切な工事計画を検討すること。
- (3) 太陽光パネルを大量に設置することに伴い、局所的な気温上昇が発生する可能性があることから、既往事例等をもとに、周辺への影響を把握すること。

(土壌環境)

- (4) 土地やため池の改変に伴い、豪雨等による土砂災害の発生が懸念されることから、十分な土地の被災・改変履歴調査を行うとともに、地盤の安定性等について環境影響評価を実施の上、適切な環境保全対策を検討すること。

(植物、動物及び生態系)

- (5) 長年ゴルフ場として利用されてきたことにより、地域特有の生態系が形成されている可能性があることから、丁寧に現地調査を実施すること。
特に、イヌワシなどの猛禽類は、ゴルフ場等の開けた草地を採餌場所として利用することか

ら、営業場所や餌場等に関する調査を専門家等の意見を聴きながら丁寧に実施するとともに、その結果を踏まえ、適切な環境保全対策を検討すること。また、猛禽類の主な餌となる小動物（ヤマドリやヘビ、ウサギ等）の生息状況についても調査すること。

- (6) 計画地のため池には、希少な水生生物が生息している可能性があることから、可能な限りため池の保全に努めること。

また、ため池や谷部等の水辺付近の森林伐採に伴い土砂や濁水が流出し、水辺環境に生息・生育する動植物へ影響が及ぶ可能性があることから、調査範囲を下流域まで広げて丁寧に調査すること。

- (7) 周辺の植生に配慮し、現地の在来植物を利用した緑化計画とするとともに、残置森林の保全を推進するため、適切に維持管理を行うこと。

また、事業終了後においては、環境負荷や環境影響を抑え、自然環境の創造（ゴルフ場跡地の植林など）に努めること。

(景観、反射光)

- (8) 景観や反射光による影響について、適切に環境影響評価を実施し、周辺の宿泊施設や観光スポットからの眺望、観光客が利用する道路からの車窓景観に配慮した事業計画を検討すること。

(廃棄物)

- (9) 事業終了後の施設の撤去に伴う廃棄物の処理やリサイクル方法を明確にすること。

(その他)

- (10) 本事業による地域貢献について、先行事例を参考にしつつ、地域住民等の意見を取り入れながら、具体化に向けた検討を進めること。

表 6.1-1(1) 配慮書についての仙台市長の意見及び事業者の見解

No.	仙台市長意見の内容	事業者の見解
1	全体事項	
1-(1)	<p>計画地は、ゴルフ場用地であるとはいえ、動植物の重要な生息・生育地域であり、その周辺には、良好な里地里山の自然環境が広がり、また、本市有数の観光地である秋保温泉があることから、環境影響評価の実施にあたっては、周辺環境への影響が小さいという予見をもち、十分に調査・予測・評価すること。</p>	<p>事業計画の策定にあたっては表 7.2-5 のとおり、コース間の森林伐採を回避し、また、造成面積は配慮書の 56.3ha から方法書では 9.1ha に抑制する計画としたことから、動植物の重要な生息・生育地域への影響、土地の安定性への影響、ソーラーパネルの反射光や景観への影響、工事中の濁水への影響、工事関係車両の沿道への影響及び建設機械の稼働による影響等は、一般的な事業と比較すると抑制されています。しかし、対象事業実施区域及びその周囲には動植物の重要な生息・生育地域があること、主要な資材等搬出入ルートには学校、病院及び秋保温泉があることから、影響が想定される環境要素については、表 6.1-4 で評価項目として選定し、林地の傾斜地を利用する一般的な事業と同等の調査・予測・評価をいたします。</p>
1-(2)	<p>計画段階配慮書手続きにおいては、事業の位置、施設配置等について複数案を検討し、可能な限り環境への影響を回避・低減することが重要であるものの、複数案の検討がされておらず、その理由も十分に説明されていない。</p> <p>このことを踏まえ、計画地を選定した経緯や根拠を詳細に説明するとともに、施設配置等について複数案を検討の上、森林の伐採を極力抑え、可能な限り土地の改変を回避するなど、自然環境や景観等に最大限に配慮した事業計画を検討すること。</p>	<p>方法書では防災面及び環境面への配慮を最大限検討して、詳細な設備の配置等の検討を進めてまいりました。その検討の経緯は「第 7 章 7.2.2 配慮書提出後の事業計画の検討経緯及びその内容」のとおり、複数案として第 1 案及び第 2 案を示し、第 2 案を採用しました。</p> <p>方法書における事業計画では、造成面積の見直しを行い、コース間の森林伐採を回避し、また、造成面積を大幅に抑制することで、自然環境や景観等に最大限に配慮した事業計画に変更しました。</p>
1-(3)	<p>近年、台風や豪雨等による太陽光発電施設の設置に伴う被害が増加していることから、気候変動の将来予測も踏まえながら、土砂災害や水害のほか、強風によるパネルの飛散被害等が発生しないような造成計画及び発電施設、防災調整池、排水施設等を計画すること。</p>	<p>調整池及び造成法面は、「森林法に基づく林地開発許可申請の手引き」(宮城県環境生活部)等に記載の技術基準に準拠して適切に設置すること、土地の安定性は、傾斜地において盛土による滑り面を設置しないことなどから土地の安定性が損なわれないことを P2-12 に示しました。また、太陽電池発電施設の設置に際しては、強風によるパネルの飛散被害等が発生しない構造的な安全性の確保することを P2-10 に示しました。また、パネルの下を芝地や草地として残すことで、調整池の設計を上回る豪雨にも少なからず寄与すると考えます。</p> <p>気候変動による影響については、河川を管理する宮城県河川課等と必要に応じて協議し、その内容を準備書に記載いたします。</p>
1-(4)	<p>事業計画の検討にあたっては、地域住民等に対し丁寧に説明を行うとともに、住民等からの意見に十分配慮すること。</p>	<p>杜の都の風土を守る土地利用調整条例等の説明会として、令和 2 年 6 月 25 日、令和 2 年 6 月 27 日、令和 2 年 8 月 27 日、令和 2 年 9 月 10 日、令和 3 年 3 月 9 日、令和 3 年 12 月 12 日、令和 4 年 2 月 20 日に 7 回の説明会を行いました。今後も、事業計画の進捗に応じて引き続き説明会を開催し、住民の方々のご意見に十分配慮するとともに、ご理解を得られるよう努めて参ります。</p>
2	個別事項	
	大気環境	
2-(1)	<p>計画地の周辺には住宅等が存在することから、太陽光発電施設からの騒音や低周波音の影響について、適切に環境影響評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、必要な環境保全対策を検討すること。</p>	<p>太陽光発電施設からの住宅等への騒音の影響については表 6.1-4 で評価項目として選定し、調査、予測及び評価し、必要に応じて設備の配置計画の変更等、適切な環境保全対策を検討してまいります。また、低周波音についても表 6.1-4 で、評価項目として選定し、騒音と同様に調査・予測・評価をいたします。</p>

表 6.1-1(2) 配慮書についての仙台市長の意見及び事業者の見解

No.	仙台市長意見の内容	事業者の見解
	大気環境	
2-(2)	<p>工事中における機材等の輸送ルート沿道には学校や病院等が存在するとともに、観光シーズンには渋滞が発生することから、周辺の環境に影響を及ぼさないよう適切な工事計画を検討すること。</p>	<p>本事業はゴルフ場跡地を最大限活かして利用することで、森林の伐採や造成面積を抑制する計画としたことから、機材等の搬出入車両台数を最大限抑制する計画としました。しかし、主要な輸送ルート沿道には学校や病院等が存在することから、表 6.1-4 で、窒素酸化物、浮遊粒子状物質については評価項目として選定しました。一方、観光シーズンの車両の渋滞への影響は、今後の造成計画に係る行政との協議にもよりますが工事用車両の台数が約20～30台/日であることから影響は小さいと考えます。今後の造成計画に係る行政との協議も踏まえ、工事時期の分散等、適切な工事計画を検討してまいります。</p>
2-(3)	<p>ソーラーパネルを大量に設置することに伴い、局所的な気温上昇が発生する可能性があることから、既往事例等をもとに、周辺への影響を把握すること。</p>	<p>本事業では対象事業実施区域内の周囲に残置森林を配置するとともに、コース間の森林伐採は行わない計画としました。この環境保全対策により、ソーラーパネル設置部より、標高の低い住宅等に到達する反射光はこれらの森林に遮られ、到達しにくくなりましたので、反射光による局所的な気温の上昇は抑制されます。なお、図 3.1-18 では、対象事業実施区域が標高150～200m、住宅地が100～150mであることを確認できます。</p> <p>また、弊社では、すでに多数の太陽光発電所を運営しておりますが、ソーラーパネルの反射光の影響により、局所的な高温等の問題は発生しておらず、他の太陽電池発電所においても現段階でそのような問題が発生していることは確認しておりません。しかし、最新の知見等の動向を踏まえ、必要に応じて事業計画への対応を検討してまいります。</p>
	土壌環境	
2-(4)	<p>土地やため池の改変に伴い、豪雨等による土砂災害の発生が懸念されることから、十分な土地の被災・改変履歴調査を行うとともに、地盤の安定性等について環境影響評価を実施の上、適切な環境保全対策を検討すること。</p>	<p>事業の実施にあたっては、過去に土砂災害があった場所の状況を確認し、土地の安定性を損なわないよう対応致します。また、本事業による土地の安定性については、配慮書ではコース間の森林伐採を行い、既存のゴルフ場を整地する計画でしたが、方法書ではコース間の森林伐採を回避し、ソーラーパネルは主にゴルフ場の芝地や草地に杭打ちのみで設置する計画としたことから、P2-12「5. 土地の安定性に関する事項」のとおり、傾斜地に盛土による滑り面を設置しない計画としたことから、土地の安定性に影響が生じる可能性は想定されないと考えます。</p>
	植物、動物及び生態系	
2-(5)	<p>長年ゴルフ場として利用されてきたことにより、地域特有の生態系が形成されている可能性があることから、丁寧に現地調査を実施すること。</p> <p>特に、イヌワシなどの猛禽類は、ゴルフ場等の開けた草地を採餌場所として利用することから、営巣場所や餌場等に関する調査を専門家等の意見を聴きながら丁寧に実施するとともに、その結果を踏まえ、適切な環境保全対策を検討すること。また、猛禽類の主な餌となる小動物（ヤマドリやヘビ、ウサギ等）の生息状況についても調査すること。</p>	<p>今後実施する現地調査の際には、方法書の作成時に実施した専門家からの助言（表 6.2-2 を参照）を踏まえ適切に調査を行い、対象事業実施区域及びその周辺でのイヌワシ等の猛禽類や小型哺乳類、爬虫類等の生息状況を把握してまいります。また、方法書の第6章で、生態系については項目を選定し、適切に調査、予測及び評価を行うとともに、その結果を踏まえ事業による影響を回避又は低減できるよう太陽光発電設備の配置等を検討してまいります。また、生態系の上位性については、表 6.2-1(45)のとおり、ノスリを選定し、生息状況調査及び餌種・餌量調査(小型哺乳類捕獲調査、図 6.2-6(1-2))を実施いたします。</p>

表 6. 1-1 (3) 配慮書についての仙台市長の意見及び事業者の見解

No.	仙台市長意見の内容	事業者の見解
2-(6)	<p>計画地のため池には、希少な水生生物が生息している可能性があることから、可能な限りため池の保全に努めること。</p> <p>また、ため池や谷部等の水辺付近の森林伐採に伴い土砂や濁水が流出し水辺環境に生息・生育する動植物へ影響が及ぶ可能性があることから、調査範囲を下流域まで広げて丁寧に調査すること。</p>	<p>P2-12「4. 排水に関する事項」のとおり、防災のため調整池として利用するため池以外は、全て保全する計画としました。</p> <p>また、対象事業実施区域及びその周辺におけるため池及び下流域につきまして、図 6. 2-4(5)のとおり対象事業実施区域内のため池 14 地点で魚類、底生生物及び水生植物の調査、名取川に合流する支流河川の 2 地点で魚類・底生生物の調査を行い、現況を詳細に把握してまいります。その結果及び専門家意見も踏まえて予測・評価を行い、希少な水生生物について、事業による重大な影響が及ばないと考えられる事業計画となるよう努めてまいります。</p>
2-(7)	<p>周辺の植生に配慮し、現地の在来植物を利用した緑化計画とするとともに、残置森林の保全を推進するため、適切に維持管理を行うこと。</p> <p>また、事業終了後においては、環境負荷や環境影響を抑え、自然環境の創造（ゴルフ場跡地の植林など）に努めること。</p>	<p>P2-24「(2)環境保全計画①自然環境の保全・生物多様性の保全等」のとおり、対象事業実施区域及びその周辺において、今後、現地調査を適切に実施し、植生の状況を把握してまいります。その結果を踏まえ、できる限りの在来植物による緑化計画に努めるとともに、残置森林の保全にも努め、適切な維持管理を検討いたします。継続した事業の実施を計画しておりますが、事業終了後の緑化計画については P2-27「(2)環境保全計画⑥事業終了後の対応」のとおり、関係部局と協議した上で実施計画を策定します。</p>
景観・反射光		
2-(8)	<p>景観や反射光による影響について、適切に環境影響評価を実施し、周辺の宿泊施設や観光スポットからの眺望、観光客が利用する道路からの車窓景観に配慮した事業計画を検討すること。</p>	<p>配慮書で頂いたご意見を踏まえ、方法書においては本事業ではコース間の森林伐採を回避し、造成面積を抑制する計画とし、低反射型のパネルを採用する計画としたことから、事業による景観や反射光の影響は低減すると考えておりますが、景観については表 6. 1-4 のとおり評価項目として選定し、調査、予測及び評価を行います。</p> <p>調査地点は、観光地である①湯元公園（秋保工芸の里）、配慮書の審査会で指摘のあった②大倉山山頂、秋保温泉の観光ホテルに隣接した③秋保森林 SP 前バス停、民家地点（④太夫集会所、⑤橋本記念碑）の 5 地点を選定しました。また、主要地方道 62 号沿いの③④⑤の 3 地点は、道路からの車窓景観に配慮した地点となっています。</p>
廃棄物等		
2-(9)	<p>事業終了後の施設の撤去に伴う廃棄物の処理やリサイクル方法を明確にすること。</p>	<p>太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の関係法令や「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）（平成 30 年 環境省）」等を確認し、太陽電池発電設備中の有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理や可能な限りリユースを行うことにより廃棄物の発生抑制に努めるとともに、やむを得ず、廃棄物となるものについては可能な限りリサイクルするなど、適正な処理を行う計画とするよう努めます。</p> <p>また、廃棄物については、事業終了後に工作物の撤去又は廃棄が想定されることから、表 6. 1-4 で評価項目として選定していますので、廃棄物の処理やリサイクル方法を準備書において明らかにしてまいります。</p>
その他		
2-(10)	<p>本事業による地域貢献について、先行事例を参考にしつつ、地域住民等の意見を取り入れながら、具体化に向けた検討を進めること。</p>	<p>持続可能なエネルギーの普及の為に経産省の認可を頂いた事業として、本事業による地域貢献については、P2-26「(2)環境保全計画④地域貢献」のとおり、地域住民等の意見を取り入れながら、協議を進めております。</p>

6.2 配慮書についての一般の意見の概要及び事業者の見解

「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)第3条の4第1項の規定に基づく、配慮書についての公表に関する事項並びに配慮書に対する一般(住民等)の意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

6.2.1 配慮書の公表

「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)第3条の7第1項の規定に基づき、一般(住民等)に対し環境の保全の見地からの意見を求めるため配慮書を作成した旨及びその他事項を公告し、配慮書を縦覧に供した。

1. 配慮書の公告・縦覧

(1) 公告の日

令和2年5月12日(火)

(2) 公告の方法

令和2年5月12日(火)付けの次の日刊新聞紙に「お知らせ」を掲載した。

・河北新報(宮城版)

また、上記の公告に加え、地方公共団体及び事業者のホームページに情報を掲載した。

・地方公共団体ホームページ(仙台市)及び事業者ホームページ

(3) 縦覧場所

地方公共団体庁舎3か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 地方公共団体庁舎

仙台市環境局環境部環境共生課、湯元市民センター及び秋保総合支所

② インターネットの利用

事業者ホームページ及び地方公共団体ホームページ(仙台市)に配慮書の内容を掲載した。

(4) 縦覧期間

令和2年5月12日(火)から令和2年6月11日(木)までとした。

・地方公共団体庁舎 いずれも開庁時間内とした。

・インターネット 縦覧期間中は常時アクセスを可能とした。

(5) 縦覧者数

1名 (内訳) 仙台市環境局環境部環境共生課 不明

湯元市民センター 0名

秋保総合支所 1名

なお、期間中のインターネットにおける閲覧回数は延べ1,001回であった。

2. 配慮書についての意見の把握

(1) 意見書の提出期間

令和2年5月12日(火)から令和2年6月11日(木)までとした。

(郵送の場合は当日消印有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

・縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函

・事業者への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は1名から1通、意見総数は2件であった。

6.2.2 配慮書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

配慮書について、前項で述べたような手法に基づき、地域への情報提供を行った。住民等からの意見の概要及び事業者の見解は、表 6.2-1 のとおりである。

表 6.2-1 住民等からの意見の概要及び事業者の見解

一般の意見	事業者の見解
1. 当該計画地は現太白カントリークラブ跡地を地上権取得により計画がなされているが、当該地は仙塩広域都市計画区域の市街化調整区域であると認識している。特定環境公共下水道が現に接続し、地域市民もその恩恵を受けていると思われる。その現状は当該土地所有者の意向に変更はないのか。	本事業の実施により、下水道につきましては、現状から変更する予定はございません。変更する場合は受益者の意見も聞いたうえで、不利益にならないように進めてまいります。
2. 計画地の雨水は名取川に入るが、名取川の湯の橋上流からの取水は災害時には使用しないのか。もし使用する場合は皆が使用することを認識して欲しい。既に施設を用途廃止しているのであれば問題はない。	当該計画地では、現在、仙台市の許可を得て敷地内に流れてくる水を敷地内の池に貯めて使用している状況でございます。 ご意見のある「湯の橋の上流からの取水」については、昔震災があった際に湯の橋の緊急時の取水場所を使用していたという経緯がありますが、現在は取水口が無くなっておりますので、取水はできなくなっています。

(空白)